

(一面よりの続き)
割り振り変更の対象とし
て考えるべきです。

さいたま市試行 モードル校から 何が見えたか

「おおむね良好」
(人事課長) と言うが

一方、試行された学校
での声を聞いてみると、
間の試行で何がわかるか」と
いう声が。

・校長が勝手に立候補して
おいて、「変形労働時間制
をやることになってしまった。」と、説明。

・試行後のアンケート記入の際、「来年度の予算にかかるので意識して書きたいみたい。」と、否定的なことは書くなど言わんばかり。変形をやると予算がつくのでしょうか。

【B 中学校】
・7日間の試行。夏休みに7時間取ることに苦労している人もいた。
・初任者は入れるところが一日しか選択の余地がない。仕方なく設定した。
・職場の反応は、「別にいつもと変わりはないなかつた。」

・いつも超過勤務なので、今日は1時間勤務時間が延長です。」と言われても、「延長でなくても自分で延長せざるを得ない」とのこと。



変形労働時間制 懸念される多く の問題

①変形労働時間制は、所定労働時間が1日7時間45分、1週40時間を超えても、平均で超えなければ容認する制度。つまりは、労働強化にはかならず、長時間過密労働に拍車をかける危険性がある。

②子育てや介護を抱えている人も初めは対象外とされ、長時間過密労働に拍車をかける危険性がある。車をかける危険性がある。

③勤務時間ですからと、勤務時間でなく設定した。いつもと変わりはないなかつた。



いので、やる人が多く、長期休業日に超過した分の休みが取れないことが起る。もしくは、休みを取ったことにしておいで仕事をしているという状況が起きる。

⑨変形労働時間制は、超過勤務時間として認めることから、実態は変わらず勤務時間が勤務時間としは減ることになり、あたかも変形労働時間制で、勤務時間をはみ出た部活動を勤務時間でやつてみただけが大前提です。

⑩変形労働時間制は、本質的に目がいかなくななる解決に目がいかなくななる。つまり「変形労働時間制」は長時間過密労働の実態を覆い隠し、教職員定数改善の根拠を見えていくさせるものとなる。

⑪変形労働時間制が今まである制度を潰してしまってしか、真の長時間過密労働は解消されません。そのためにも労働時間の適正な管理を行い、過密労働は解消されません。そのためにも労働時間の適正な管理を行いましては、望ましい働き方改革を求めて取り組んでいきました。何故ならば、それが長時間過密労働を解消するに相応しいか、同じまな板の上にのせて、対話しです。今こそ、どちらが長時間過密労働を解消するに相応しいか、同じくして認められる。現場は大いです。そもそも、わたしたちも委員会側も長時間過密労働を何とか解消したいという目的は同じです。

⑫都合で通常の退勤時刻に帰りたい時に、年休を取り切れないから。これまであつた割り振り変更がなくなりてしまうかもしれません。(変形労働時間制が割り振り変更だから)。全ての対応となるので、教頭もしくは事務の業務は膨らみ煩雑になる。

⑬教員が増え、業務が削減されているわけではなく、勤務時間として認められることで、教員定数を大幅に削減することができます。これが大前提です。

市教組はどうたかうか



根本的な解決は教員定数を大幅に改善する。そして過密な業務を大幅に削減することになります。これが大前提です。

⑭変形労働時間制は、本質的に本質的な議論から離れていた。そのためには、教員定数を定める標準法は、1日につき4コマ授業が制定根拠です。それに見合った定数改善をすれば現場の教職員は増えるのです。教職員を増やすこと、業務を減らすことでも、私たちを遠ざけようとしています。そもそも、わざひ。昔の指定休のイメージが、ちゃんとみ出た分は休ませる。当たり前のこと。いい制度だ。」と述べました。

⑮勤務時間と勤務時間の間に隙間がある。勤務時間として認められた時間は、必ずしも勤務時間として認められるわけではありません。

⑯勤務時間として認められた時間は、必ずしも勤務時間からみ出た全部が対象になりますから、割り振り

に管理すればよいのです。

今まである制度を使うのでは、教頭の管理業務が煩雑になることもあります。変形労働時間制と割り振り変更の充実を比べたら、割り振り変更の方が優れた制度です。

変形労働時間制は、本当はどこに向かうべきなのかの本質的な議論から離れていた。そのためには、教員定数を定める標準法は、1日につき4コマ授業が制定根拠です。それに見合った定数改善をすれば現場の教職員は増えます。教職員を増やすこと、業務を減らすことでも、私たちを遠ざけようとしています。そもそも、わざひ。昔の指定休のイメージが、ちゃんとみ出た分は休ませる。当たり前のこと。いい制度だ。」と述べました。

勤務時間と勤務時間の間に隙間がある。勤務時間として認められた時間は、必ずしも勤務時間として認められるわけではありません。

勤務時間として認められた時間は、必ずしも勤務時間からみ出た全部が対象になりますから、割り振り